

道路法第24条の承認審査基準

2021年10月 1日制定

2022年 1月 改訂予定

総社市 建設部 地域応援課

目 次

第1章 総則.....	3
第1条 趣旨.....	3
第2条 審査基準の制定にあたり.....	3
第2章 車両出入口の承認基準.....	4
第3条 乗入幅.....	4
第4条 乗入口の構造.....	5
図2—1 A型 歩道幅員が約2.5m以上の場合.....	5
図2—2 A型 歩道幅員が約2.5m未満で民地が低い場合.....	6
図2—3 A型 歩道幅員が約2.5m未満の場合.....	7
図2—4 B型.....	7
図2—5 乗入口が連続している場合.....	8
舗装厚表.....	9
第5条 乗入箇所数.....	9
第6条 設置条件.....	10
第3章 その他の承認基準.....	11
第7条 法面埋立、切取等の承認基準.....	11
第8条 その他の承認工事の承認基準.....	11

第1章 総則

第1条 趣旨

この基準は、総社市長が道路法第8条の規定により路線認定した道路（以下、認定道路という）における、道路法第24条の承認審査基準を定めるものである。

基準を定めるにあたり、平成6年9月30日 建設省道政発第49号 道路局長通知を遵守し、審査に必要なその他基準を定めたものである。

第2条 審査基準の制定にあたり

審査基準は、承認等の先例のないもの、稀であるもの又は当面申請が見込まれないものであって審査基準を定めることが困難な場合を除いてはできる限り具体的な基準とする。

なお、これら承認等の先例のないもの等、当面審査基準を定めることが困難な場合にあっても、今後、申請事例の蓄積により、審査基準の具体化に努めていく。

第2章 車両出入口の承認基準

第3条 乗入幅

申請目的により通行の可能性のある自動車の種類を判断し表1を適用する。

表1

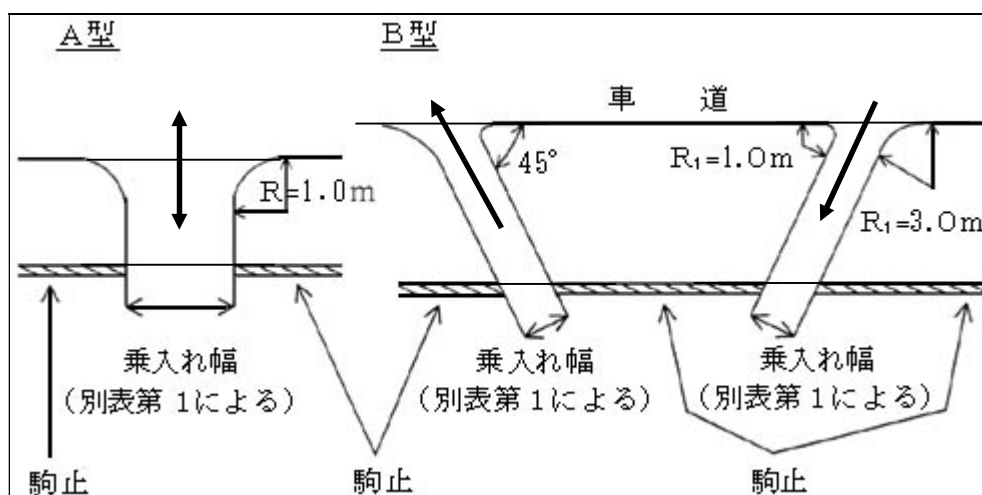
単位：m

型式	車種	A型	B型
		幅	幅
1種	乗用，小型貨物自動車	4.0	—
2種	普通貨物自動車等(6.5t以下)	8.0	7.0
3種	大型及び中型貨物自動車等(6.5tをこえるもの)	12.0	8.0

(注) A型，B型は歩道改築標準図のA型，B型をいう。

- (1) 取付方法については，図1を標準とし特殊な箇所については別途考慮することができる。
- (2) 出入する車種の最大のを適用する。
- (3) 車種はいずれも単車線の場合であり，複車線や駐車場が歩道に面している場合は別途考慮することができる。
- (4) 車種が3種の場合は，図1のR値を3.0mと読み替えることができる。
- (5) トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所は別途考慮することができる。
- (6) 乗入幅の数値はA型，B型いずれも乗入方向に直角方向の長さとする。
- (7) 申請者の都合により乗入幅は上記の値より縮小することができる。

図1



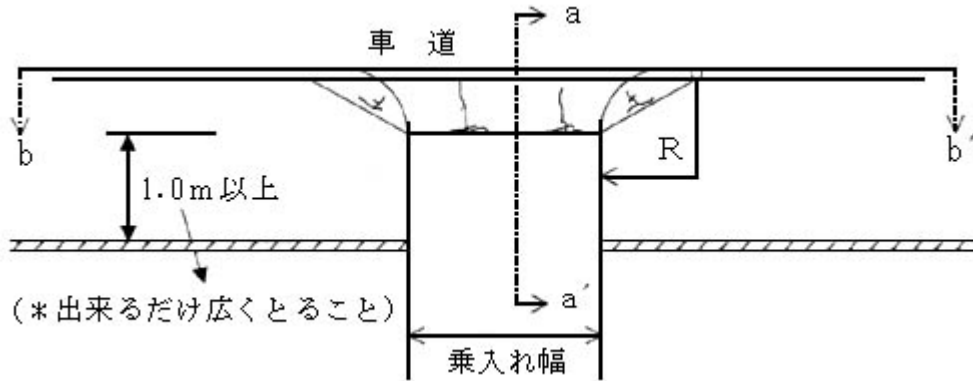
(図中別表第1は表1と読替える)

第4条 乗入口の構造

図2-1 から図2-5 並びに表2 の歩道改築標準図及び舗装厚表による。

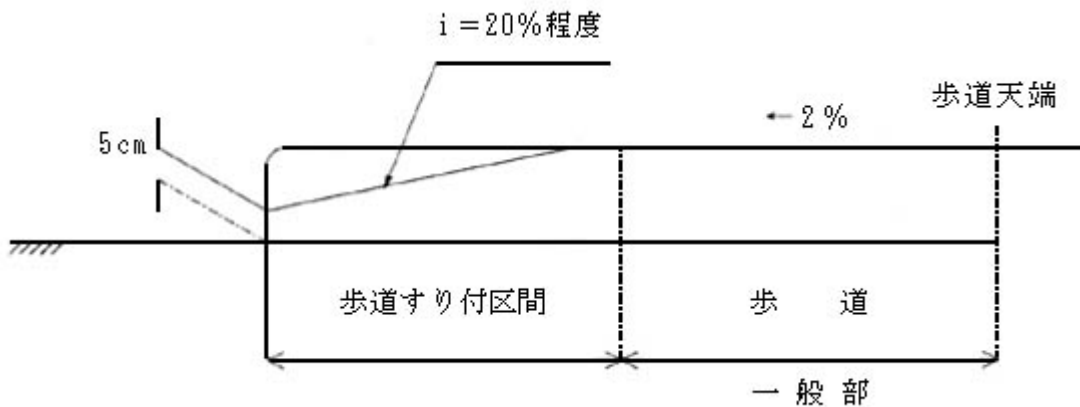
図2-1 A型 歩道幅員が約2.5m以上の場合

平面図

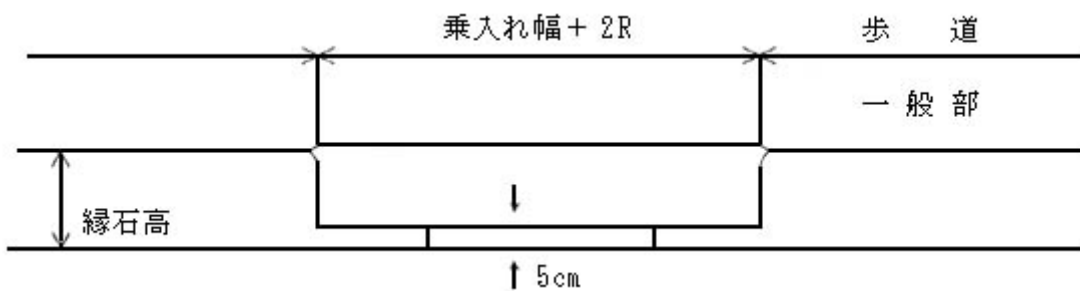


(注) 民地側にへい等を設置することが確実な場合は、駒止等の設置を省略することができる。

a-a' 断面図



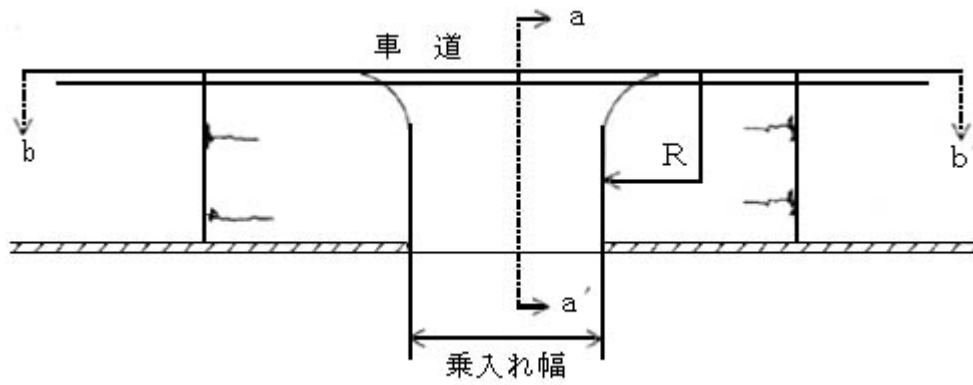
b-b' 正面図



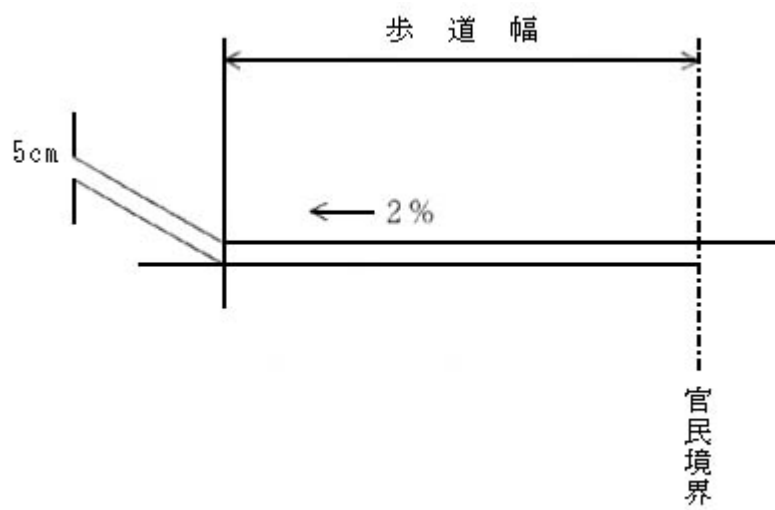
※乗入高さは1cmまで下げることが出来る

図 2—2 A 型 歩道幅員が約 2.5m 未満で民地が低い場合

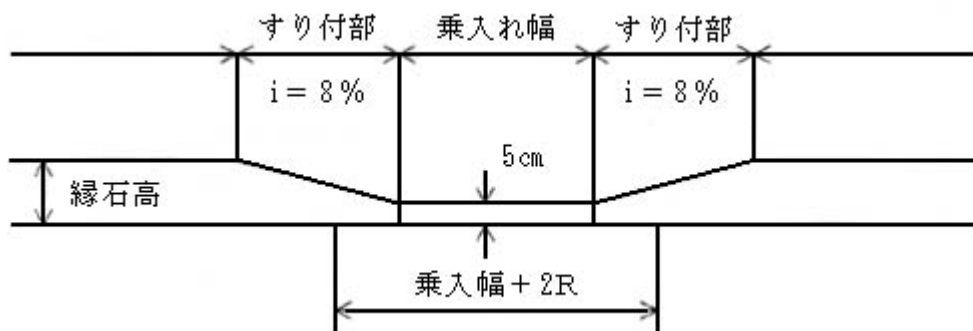
平面図



a—a' 断面図

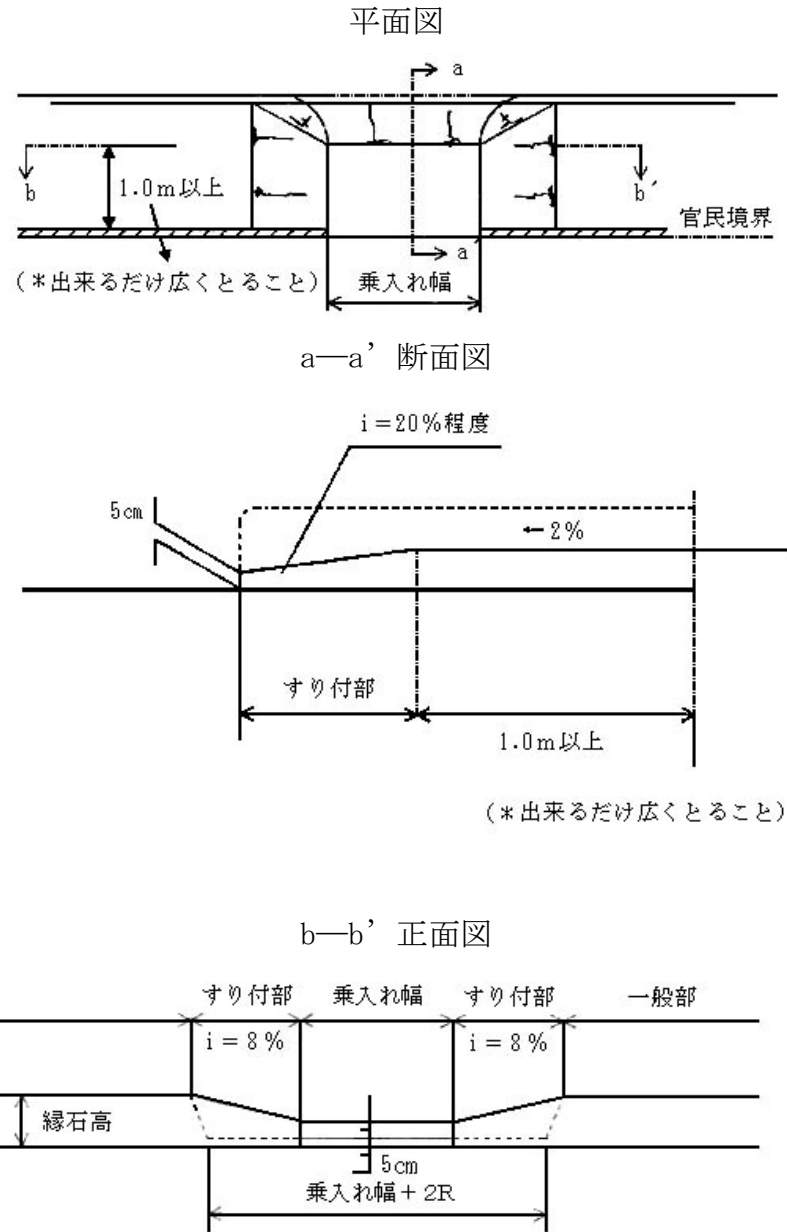


b—b' 正面図



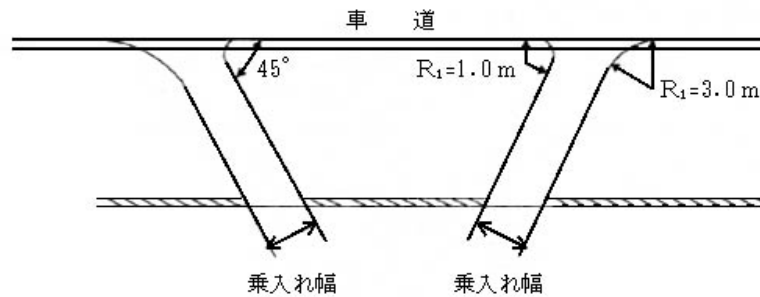
※乗入高さは 1 cm まで下げることが出来る

図 2—3 A 型 歩道幅員が約 2.5m 未満の場合



※乗入高さは 1 cm まで下げることが出来る

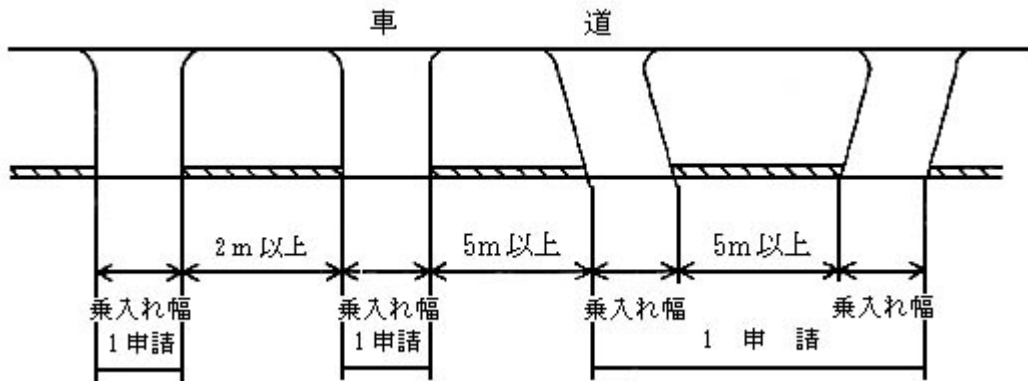
図 2—4 B 型



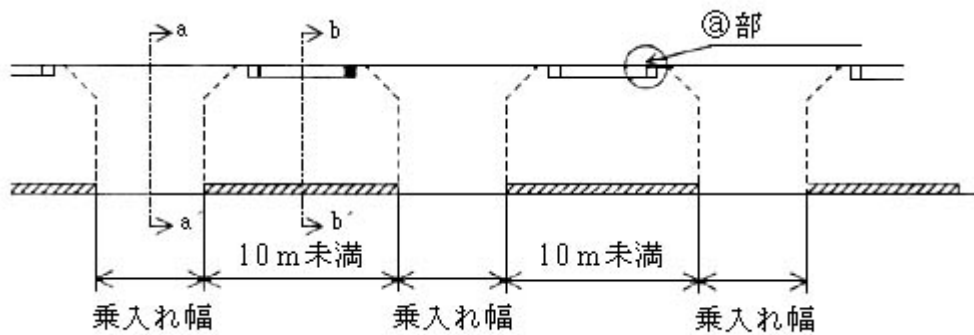
(注) 正面図, 断面図は A 型と同じ

図 2—5 乗入口が連続している場合

乗入間口の間隔は、A 型は 2.0m 以上 B 型は 5.0m 以上とする。

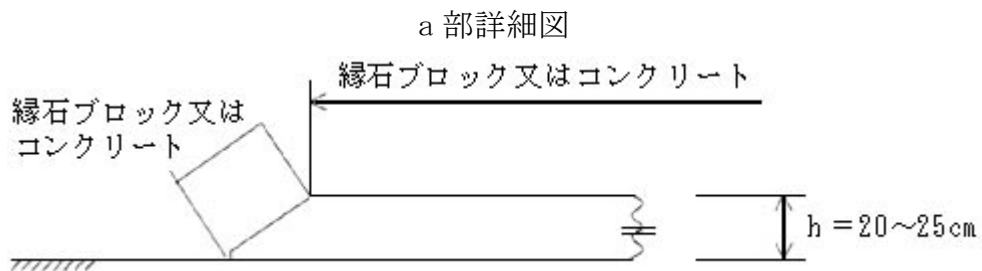


乗入間口間隔が 10m 未満となる場合には、歩道高さと乗入間口高さは同一とする。



a—a' 断面図	b—b' 断面図

※乗入高さは 1 cm まで下げることが出来る



舗装厚表

単位：cm

種別	車種	セメント コンクリート 舗装		アスファルト 舗装		
		コンク リート	路盤	密粒度	粗粒度	路盤
1種	乗用，小型貨物自動車	15	10	5		25
2種	普通貨物自動車等	20	20	5	5	25
3種	大型及び中型貨物自動車等	25	25	5	10	30

(注)

- (1) 舗装厚は出入する車種の最大のを適用する。
- (2) コンクリート舗装の場合コンクリート舗装要綱によるものとし生コンクリートの呼び強度(設計基準強度) $\sigma 28=210\text{kgf/cm}^2$ 以上とする。
- (3) アスファルト舗装の場合はアスファルト舗装要綱によるものとする。
- (4) 路床土は良質土を用いるものとする。
- (5) 路盤材料は粒調碎石又はクラシャーランを用いるものとする。
- (6) 申請者の都合により乗入幅を縮小する場合においても舗装厚は，減じないものとする。
- (7) 上表は申請者自らが施工する場合であり道路管理者の工事と同時施工で道路管理者が施工する場合の舗装厚については別途考慮できるものとする。

第5条 乗入箇所数

原則として出入対象施設について1箇所とし，出入口を分離する必要のある施設等特別の事情がある場合及び特に大型の貨物自動車の出入する場合は，2箇所まで承認することができる。

第6条 設置条件

- (1) 次に掲げる箇所以外の箇所であること。
 - a 横断歩道の中及び前後5m以内の部分。
 - b トンネルの前後各50m以内の部分。
 - c バス停留所、路面電車の停留場の中、但し停留所を表示する標柱または標示板のみの場合は、その位置から各10m以内の部分。
 - d 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分。
 - e 交差点(総幅員7m以上の道路の交差する交差点をいう。)の中及び交差点の側端または道路の曲がり角から5m以内の部分、但しT字型交差点のつきあたりの部分を除く。
 - f バス停車帯の部分。
 - g 橋の部分。
 - h 横断防止柵、ガードレール及び駒止の設置されている部分、但し交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。
 - i 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所、但し道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移設をする場合は除く。
- (2) 民地側に車庫、その他自動車の保管する場所がある箇所であること。
- (3) 交差道路と隣接する場合は、交差道路との間に原則として2mの間隔をとるものとする。
- (4) 官民境界沿いに側溝がある場合には、道路管理者の指定する側溝蓋を設置させること。
- (5) 乗入口以外の場所から自動車が出入りするおそれのある場合は、駒止めを設置する等の措置をとらせること。

*) 自動車の出入口とするための歩道改築の承認申請が民家等にその家屋所有者の自家用車が出入りするもので、自動車の出入りの回数が少ない場合等であり、交通安全上特に支障のないと認められる場合は、(1)のbからd, fは適用しないことができるものとする。

第3章 その他の承認基準

第7条 法面埋立、切取等の承認基準

- (1) 切土、盛土の施工高及び縦横断勾配は、原則として当該道路の計画を勘案したうえでの構造、勾配に整合させること。
- (2) 官民境界沿いの官地側にU型、L型、半円径等の側溝を設置するものとし、種類、構造、勾配等については隣接地区における状況を考慮し、道路管理者において決定するものとする。但し既設の側溝があり、二重側溝となって管理上不都合な場合はこの限りでない。
- (3) 盛土の場合は、良質土(道路管理者が定める)をもって盛土すること。
- (4) 盛土によって従来の側溝を埋める必要のある場合は、用排水機能に支障を与えないよう十分な断面と強度を有する構造物とすること。
- (5) 法面切取の場合は、民地の切取断面及び構造が崩落、落石等により道路に危険を及ぼさない構造のものであること。
- (6) 側溝がある場所を出入口として使用する場合は、道路管理者の指定する蓋を設置すること。
- (7) 法面切取及び埋立の場合については、路肩保護のため車道端から側帯に相当する幅を車道舗装厚と同厚とし、その外側については道路管理上支障のないよう必要な措置をとらせること。
- (8) 乗入口以外の場所から自動車が出入りするおそれのある場合は、駒止めを設置する等の措置をとらせること。
- (9) 法面埋立の末端が段落ちとなる場合等、承認工事の施工により一般交通に危険が生じるおそれのある場合は、これを防止するために必要な安全施設を設置すること。

第8条 その他の承認工事の承認基準

前項以外の承認工事については、総社市市道編入道路申請の手引き、道路構造令のほか、道路管理者がその工事を行う場合の技術基準等によること。